

Accounting, Arithmetic & Art Journal



NO. 27

The **P**ACIOLI **S**OCIETY **J**APAN

2014. 07

◆ユークリッド幾何学原論のファクシミリ版

複式簿記を賛美するのは J.W. ゲーテの『ヴィルヘルム・マイスターの修業の時代』や W. ゾンバルド著『近代資本主義』のなかだけでなく、19 世紀末葉英国の著名な数学者 Arthur Cayley も「複式簿記の原理はユークリッドの比の原理と相並ぶべき絶対的完全原理である」とその著書『複式簿記の諸原理』(1894)のなかで述べています。

簿記の賛美はしきりと聞こえてくるが、その著作となると寂しい限りです。雄松堂書店が活版印刷 5 百年を記念して出版した『西洋をきずいた書物』(1977)には、1455 年の「はじめにことばあり」(聖書)から、1940 年のチャーチル『1940 年 8 月 20 日、下院における演説』までの 424 冊が選ばれています。しかし、このなかに簿記書は見当たりません。唯一、99 番目の書物として、公会計や財務諸表の原型を考案したオランダの数学者ステヴィンの『十進法』(1585)があるのみです。先のユークリッドは 25 番目に堂々のインキュナブラとして登場します。

この Erhard Ratdolt がヴェニスで刊行したラテン語版(1482 年)を今回雄松堂がファクシミリしました。最近出版されたかと思間違う美しいインクのものだった原典を忠実に再現しています。1995 年刊行の『本邦所在インキュナブラ目録』(雪嶋宏一編著、雄松堂)によると、金沢工業大学を始め日本の 9 大学に納められ、かのルカ・パチョーリの『スムマ』同様、日本にはファンが多いようです。

ルカ・パチョーリは『神聖比例論』を出版した同じ 1509 年に、イタリア語訳 Campanus'Euclid を出版し、これをフィレンツェ共和国の政治家ソデリーニ(1450-1522)に献呈しています。思えば、1495 年にバル・バーリが描いた『パチョーリとガイドバルト』の絵画(カポディモンテ美術館蔵)のなかで、パチョーリ師が翻訳したマニスクリプト(ユークリッド)を手で押さえながら石盤上に描かれた幾何学図形を説明していました。

このたび雄松堂のご厚意で、拓殖大学文京キャンパスで開かれた第 26 回フォーラム(2014 年 6 月 7 日)に、このファクシミリ版と 1572 年出版の『幾何学原論』(280 ページ)が展示されました。

◆フッガー家と三井家の経営・会計上の比較

大東文化大学 片岡泰彦

第1節 まえがき

フッガー家は、16世紀ドイツ最大の豪商である。フッガー家はヤーコプ・フッガーの下に、ローマ法王、神聖ローマ皇帝、スペイン国王等の金融機関となり、その活動範囲は全ヨーロッパとスペイン領にまで及んだ。フッガー以前にこれだけの財産を有した金融業者及び商人は存在しなかった。イタリアのフィレンツェで活躍したあの有名なメディチ家も、企業規模の上ではフッガー家に及ばなかった。ヤーコプ・フッガー及びフッガー家の簿記主任であったマッティウス・シュヴァルツがヴェネツィアへ行き、パチョーリも学んだ簿記組織をアウグスブルクへ持ち帰ったことは有名な話である。1527年、ヤーコプ・フッガーの死後、アントン・フッガーはフッガー家全体の財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成したのである。

三井家は、江戸時代の日本を代表する大商人であり、鴻池家、住友家と共に日本三大富豪の一つである。三井家の創始者は三井高利である。三井家は、高利が1673年に、江戸本町1丁目に越後屋呉服店を開いたことを始まりとする。高利は1694年5月に没する。高利の死後16年目の1710年に三井家の家族（高利の子供たち）が家族を管理機関とする大元方を設置した。そして1710年に大元方勘定目録が作成された。この大元方勘定目録には、貸借対照表と損益計算書が作成されているのである。

フッガー家及び三井家は、ヤーコプ・フッガーと三井高利という専制的かつカリスマ的経営者の死後、本支店連結の会計諸表を作成したということでは、共通点を持つ。そして、2つの家は、時代も国も、法律も商業上の慣習も異なっていた。さらにフッガー家も三井家も、互いをまったく知らなかった。しかし両家の経営上の特徴、会計システムには多くの共通点が存在していたのである。

第2節 フッガー家

I フッガー家の経営

フッガー家は、アウグスブルクの本店を中心に、ヨーロッパ中に多くの支店と駐在所を置き、「全ヨーロッパの華」と謳われた。後にリヒアルト・エーレンベルクは、この16世紀を中心に南ドイツの商人や金融業者が活躍した経済的繁栄の時代を、「フッガー家の時代」(Das Zeitalter der Fugger)と呼んだ。そして、ペルニッツは、「フッガー家の世界は、ヨーロッパの歴史の象徴であり、それは永久に変わらない」と論述している。

1494年、ウルリッヒ、ゲオルク、ヤーコプの3兄弟は、今までの家族経営を会社経営へと組織化したのである。まさにフッガー合名会社の誕生であった。この新設の会社は、「ウルリッヒ・フッガーと兄弟会社」(Ulrich Fugger und Gebrüder)

と呼ばれた。

その後、3兄弟のうちゲオルクが1506年に、ウルリッヒが1510年に死亡したので、ヤーコブは名実ともにフッガー家の当主となった。そこで、「ヤーコブ・フッガーと彼の甥達」と改名した。ヤーコブは、独占支配体制の下にフッガー一家の家憲を確立した。フッガー家の資本は、フッガー一家一族の男子社員の共同出資とし、女子と聖職者は出資者から除かれた。そして社員の出資額を基本財産(hauptgut)とし、利益額は出資額に比例して配分され、各社員の私的引出金を差し引いた額を、各社員の資本持分としたのである。

ヤーコブは、1511年にフッガー家全体の会計決算を遂行し、会計諸表を作成している。ヤーコブは、商業取引、鉱山経営、金融業の三位一体的大企業経営を運営し、フッガー家を大会社に発展させたのである。その後1526年1月30日に、ヤーコブが死亡した。しかし、彼には子供がいなかったため、ヤーコブの甥、アントン・フッガー(Anton Fugger)がフッガー家の当主となり、フッガー家の管理を引き継いだのである。

II フッガー家の会計

フッガー家の会計決算手続きは、アウグスブルクの本店を中心に遂行された。1526年、フッガー家の当主となり、後に商人の王と呼ばれるアントン・フッガーは、まずフッガー家全体の財産調査に着手した。

そして、アントンは、1527年、1533年、1546年、1553年とフッガー家全体の財産目録、貸借対照表を作成し、損益計算を遂行した。特に1527年のフッガー家の会計諸表の作成は、重要である。それは、まずアウグスブルク本店から各支店への財産目録作成の命令によって開始された。各支店の支配人は、支店の財産目録を、項目別にその地方の貨幣単位で作成し、本店へ送付した。本店では、支店から送付された支店別目録を基礎として、本支店全体の財産目録を作成した。

1527年の貸借対照表は、財産目録を基礎に作成されている。左に負債、右に資産が相並んで、各支店別に、財産目録の順序に従って配列されている。資産と負債の評価は、財産目録に記録された各支店別の合計金額を、金貨(Golt)と鑄貨(Müntz)の2種の貨幣に区分して示されている。これは、フッガー家の各支店が、ヨーロッパ全域に及んでおり、各支店はそれぞれの地域で採用されている貨幣単位で、評価・記録した。そして、アウグスブルク本店では、それぞれの貨幣単位をライン・グルデンの金貨と鑄貨に換算・統一したのである。ただし、棚卸帳と黒帳簿の項目には、貸借対照表から除外されている。

1527年の利益計算書は、1527年の財産目録、貸借対照表、そして1511年利益計算書を基礎として作成されている。この利益計算書は、1527年の資本総額、1511年と1527年の間の利益額、ヤーコブと彼の甥達等各社員の出資額と利益配当額、各社員の私的引出金と持分額、そしてフッガー家の1527年の真の資本金(rechte capital)を示している。

期末資産 - 期末負債 = 期末資本

(期末資本 - 諸寄進) - 期首資本 = 利益

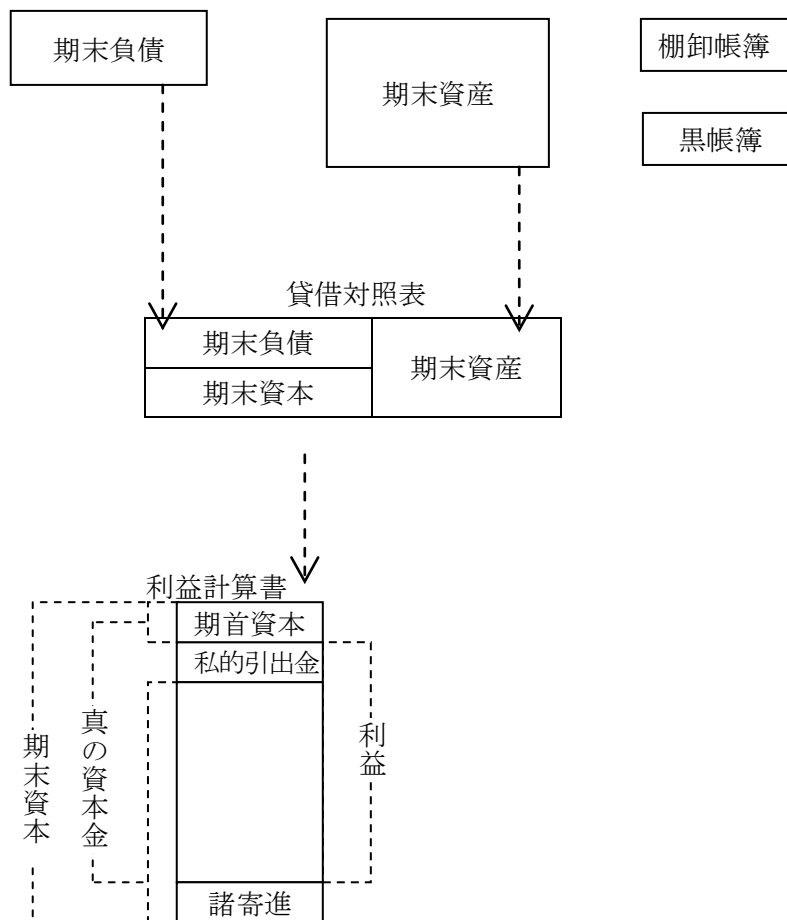
期末資本 - 私的引出金 = 真の資本金

真の資本金 - 諸寄進 = 主要財産

期末資産(1527年)	= 3,000,588	グルデン
期末負債 (1527年)	= 867,797	グルデン
期末資本 (1527年)	= 2,132,791	グルデン
期末資本(金貨に統一)	= 2,032,652	グルデン
期首資本 (1511年)	= 196,791	グルデン
利 益 (17年間)	= 1,824,411	グルデン
私的引出金	= 430,332	グルデン
諸寄進	= 11,450	グルデン
真の資本金	= 1,602,319	グルデン
主要財産	= 1,590,869	グルデン

1527年のフッガー家の会計諸表

財産目録



フッガー家の会計主任であったマッティウス・シュヴァルツ (Matthäus Schwarz) は、1516年、1518年そして1550年に簿記書を執筆した。ただし、この簿記書は出版されず、またこの原稿は現存していない。しかし、この原稿について16世紀半ばごろに、3冊の写本が作成されていた。この貴重な3冊の写本を「シュヴァルツ簿記の写本」と呼ぶ。

このうち、ここで特筆したいことは、「決算と利益算出の方法」の中で作成された会計表で、シュヴァルツは財産法と損益法の2つの方法による損益計算法を示した。

この会計表には、1547年1月1日から、1553年12月31日までの7年間の損益計算が2つの方法によって示されている。

1527年の各社員の利益配当と資本持分額

社員名	1511年の基本財産の対する持分	17年間の利益額と1527年の利益配当	各社員の私的引出額（アウグスブルクの財産目録に記録）	1527年の各社員の資本持分	
ヤーコプ	グルデン 88,875	グルデン 720,950	グルデン △ 142,035	グルデン 667,790	
ライムント	26,128.5	325,978.5	△ 101,875	250,232	
アントン	26,128.5	325,978.5	△ 60,356	291,751	
イエロニムス	55,659	451,503	△ 126,066	381,096	
合計	196,791	1,824,411	△ 430,332	1,590,869	
				11,450	諸寄進
				1,602,319	資本金額

（第1法）

期首資産(200,000 グルデン)－期首負債(50,000 グルデン)＝期首資本(150,000 グルデン)
 期末資産(300,000 グルデン)－期末負債(30,000 グルデン)＝期末資本(270,000 グルデン)
 期末資本(270,000 グルデン)－期首資本(150,000 グルデン)＝純利益(120,000 グルデン)

（第2法）

収益(250,000 グルデン)－費用(130,000 グルデン)＝純利益(120,000 グルデン)

第3節 三井家

I 三井家の経営

三井家の創始者は、三井八郎兵衛高利（宗寿）である。三井家は高利が、1673年（延宝元年）に、江戸本町1丁目に越後屋呉服店を開いたことを始まりとする。この年、高利はすでに52歳であった。

同年、高利は京都に呉服店を、1681年（延宝8年）には、江戸駿河町で両替店を始める。さらに、1683年（天和3年）には、越後屋呉服店を駿河町に移し、呉服業と両替業を営んだのである。

この駿河町の呉服店では、「現金払い、かけ値なし」で、一般市民への「切売り」を実行していた。すなわち越後屋は、採算を度外視して、低価格の入札によって、大名出入りの看板を得る他の業者と異なり、大衆消費者を顧客とする薄利多売の経営を遂行したのである。

高利は、1686年（貞享3年）以後、京都で全事業を独占的に統轄した。その理由は、全店舗を一括して管理することが効率的と考えたからである。そして子供達の家計に対しては、経営と区分する「経営と家計の分離」を計った。高利が思考した

経営理念は、「一家一本、身上一致」の方針であり、三井家の財産は各人に分割して相続させるものではなく、財産全体を一括して管理し、子供達は所有の分割を請求せず、利益の配分のみを受領できるものとした。の分割請求が可能な共有を採用していたことと異なる。

三井家が採用した財産の所有形態は、所有者達が、自分達の財産全体を所有し、分割請求できない総有形式であった。日本の江戸時代の大商家の財産の所有形態は、この総有が多く見られる。その点、ドイツのフッガー家が、所有者達

が財産の分割請求が可能な共有を採用していたことと異なる。
三井家の創始者高利は、1694年（元禄7年）5月に没する。
高利の没後、16年目の1710年（宝永7年）に三井家の同族を管理機関とする大元方が設置された。大元方は、高利から相続した財産を資本として所有し、高利の子供達からなる総領家、本家（5軒）、連家（3軒）の計9軒が、資本の管理と運営を実行する機関であった。後に11軒となる。

形式上、大元方の家族構成員は、自分の財産を資本として大元方へ出資し、大元方はそれを呉服店や両替店へ投資し、各店から利益を受領し、その利益を家族構成員に、一定の比率で配当した。そして各家族は、その配当金によって、家計を維持したのである。したがって、大元方は、持株会社（Holding company）の一種であったと言える。三井家では、大元方が各店へ投資する資本金を「建」または「元建金」と呼び、各店が大元方へ支払う利息を「功納金」と呼んだ。「功納金」の利率は、店によって異なった。なお、江州の中井家では、これと同様の制度が採用され、この利息を「望性金」と呼んでいる。

II 三井家の会計

三井家の会計は、大元方を中心に遂行された。大元方では、「金銀出入帳」、「金銀出入寄」、「大元方勘定目録」の3帳簿が採用された。「金銀出入帳」には、すべての現金取引が記入された。現在の仕訳帳に当たる帳簿である。

そして「金銀出入帳」に記入された取引項目は、「金銀出入寄」に転記された。この「金銀出入寄」は、現在の元帳に相当する帳簿である。しかし、この「金銀出入寄」には、残高勘定も損益勘定もなく、決算における、損益及び残高計算は、「大元方勘定目録」の中で遂行された。

現在の決算報告書たる「大元方勘定目録」は、(1)「金銀預り方」(=負債・資本)と「金銀貸し方」(=資産)、(2)入方覚(=収入)と払方覚(=支出)そして(3)「元建差引」の3つの部分から成り立っている。

この財産計算では、最終的には、期末資本－期首資本＝純損失の等式が導き出される。そして損益計算の部分では、収益－費用＝純損失の等式によって、純損失が導かれている。

すなわち、三井家の大元方勘定目録では、期末資本と期首資本の差し引きによる財産法と収益と費用差し引きによる損益法の2つの方法による純損益の一致を示したのである。

「元建差引」では、期首の資本〔正有金銀高〕(5,109貫455匁9分6厘5毛)から純損失〔払過〕(175貫112匁2分4厘)を差し引き、不動産の評価額を計上することによって、不動産が加算された期末の資本(8,864貫173匁7分2厘5毛)を算出しているのである。

1710年前期の三井家の大元方勘定目録

(貸借対照表)

金銀貸し方	金銀預り方
資 産	負 債
	〔両替店預り〕 1,134 貫 481 匁 3 厘 2 毛
	〔本店預り〕 370 貫 636 匁 4 厘
	〔松坂店預り〕 7 匁 5 分 3 厘
	〔その他〕 18 貫 328 匁
6,457 貫 796 匁 3 分 2 厘 7 毛	資 本
	〔正有金銀高〕
純損失〔此高遣過〕	5,109 貫 455 匁 9 分 6 厘 5 毛
175 貫 112 匁 2 分 4 厘	
合計=6,632 貫 908 匁 5 分 6 厘 7 毛	合計=6,632 貫 908 匁 5 分 6 厘 7 毛

(損益計算書)

払方覚	入方覚
費 用	収 益
	669 貫 340 匁 7 分 4 厘 3 毛
844 貫 452 匁 9 分 8 厘 3 毛	純損失〔払過〕
	175 貫 112 匁 2 分 4 厘

第 4 節 フッガー家と三井家の経営及び会計上の比較

I 類似点

(1) 両家とも、ドイツ及び日本を代表する大商人であった。フッガー家は、16世紀ヨーロッパ最大の豪商であり、三井家は、江戸時代の日本を代表する大商人である。

(2) 両家とも、家族を中心とする合名会社であった。フッガー家は、兄弟、甥達を出資者とする合名会社であり、「ウルリヒ・フッガーと兄弟会社」とか、「ヤーコプ・フッガーと彼の甥達」等と呼ばれた。三井家も、兄弟を中心とする出資者から構成される合名会社であった。両家とも、出資者は親子兄弟の家族に限られ、使用人は出資者になることはできなかった。

(3) ヤーコプ・フッガーも三井高利も、経営と家計を分離する独占的家憲を作成した。ヤーコプは、彼自身の独占的支配体制の下に女性家族には相続できない、男性家族のみの出資者による財産分割の原則を打ち立てた。そして、各出資者の基本財産、利益配当金、私的引出金、資本持分等を明確に計算する制度を設立したのである。

三井高利も、全事業を独占的に支配し、「一家一本、身上一致」の^{たて}建と呼ばれるように財産を全体的に管理し、経営と家計を分離する制度を設立した。

(4) 両家は、多角的経営に従事した。フッガー家は、商業取引、金融業、

鉦山経営等を遂行したが、三井家も商業取引（呉服店）、金融業（両替店）等を営んだ。

(5) 両家は、ともにそれぞれの国及び地方の有力者達を重要な顧客とした。フッガー家は、ローマ法王、皇帝、スペイン王室等の重要な金融業者であったが、三井家は幕府や大名（後には明治政府）等の金融業者となった。

(6) 両家は、有名な当主の死後、初めて重要な本支店連結の会計諸表を作成した。フッガー家は、ヤーコプ死後の 1527 年に、アントンが本支店連結の決算書を作成した。そして三井家は、三井高利の死後の 1710 年に、子供達が大元方勘定目録を作成した。

(7) 両家は決算時に、本店で財産計算と期間損益計算を遂行した。したがって、資本金と利益計算の概念は本店にのみ存在したのである。

(8) 両家とも、企業全体の財産計算において、2つの貨幣単位を採用したが、最後には2つの貨幣を1つの貨幣単位に統一したのである。

II 相違点

(1) フッガー家の会計決算は、定期的ではなく、会計期間は、6年、7年、17年と長期間にわたり、当主が変わった時に遂行されることもあった。これに対し、三井家の会計期間は、規則的であり、会計上の決算は、原則として1年に2回遂行された。

(2) 両家は、資産の評価に金銀2種類の通貨を採用したが、フッガー家は2種類の通貨を金貨に統一したのに対し、三井家では2種類の通貨を銀貨に統一した。

(3) フッガー家では、企業全体の基本財産における自分の持分から各社員の私的引出金が許されたが、三井家では財産からの私的引出金は許されなかった。

(4) フッガー家は、財産目録法（実地棚卸法）に基づいて、財産目録、貸借対照表、利益計算書を作成した。しかし三井家は、会計帳簿に基づく誘導法によって、「大元方勘定目録」（＝貸借対照表と損益計算書）を作成した。

(5) フッガー家では、会計主任のシュヴァルツが、簿記書の中で損益法と財産法による期間損益計算を示したが、実際には2つの資本金を比較による財産法によってのみ期間損益を算出した。一方三井家は、損益法を財産法の2つの方法によって期間損益計算を遂行した。

(6) フッガー家の経営は、シュマルカンデン戦争（1546年～1555年）を転機に衰退を始め、商業革命によって弱体化し、さらにスペイン王室への貸付に対する支払停止によって、決定的打撃を受け倒産した。しかし、三井家は多くの財政上及び政治上の危機を乗り越え、経営を続行した。例えば、明治維新時に、幕府の御用商人であった三井家が、熟慮の末、朝廷方に加担し、軍資金を提供し、新政府に協力することによって、明治維新という時代の変革を乗り切ったのである。そして現在、三井家の経営は、三井不動産、三井物産、三井銀行（現在の三井住友銀行）を始めとする多くの三井系の企業の中に活かされているのである。

（本稿はフォーラムに先立ちご寄稿いただきました。当日の司会は百瀬房徳獨協大学名誉教授でした。）

The  **ACIOLI**  **SOCIETY**  **JAPAN**

日本パチョーリ協会 〒112 東京都文京区小日向3-4-14 拓殖大学 商学部 三代川 研究室
The Institute for Management and Accounting/Takushoku Univ. Miyokawa Office

TEL. 03-3947-2261
FAX. 03-3947-5333